

ドイツ連邦憲法裁判所における「リュート事件」の 深層：ユダヤ人ジューズ・オッペンハイマー裁判を めぐって

木村，俊夫
九州国際大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/2243>

出版情報：法政研究. 68 (1), pp.237-269, 2001-07-09. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ドイツ連邦憲法裁判所における「リユート事件」の深層

——ユダヤ人ジユース・オッペンハイマー裁判をめぐる——

木村 俊夫

第一節 「ユダヤ人ジユース」に関する議論の再燃

第二節 連邦憲法裁判所の「リユート判決」

第三節 映画「ユダヤ人ジユース」

第四節 憲制史上の「ユダヤ人ジユース事件」

第五節 ユダヤ人ジユース裁判についてのシュタムラーの評価

第一節 「ユダヤ人ジユース」に関する議論の再燃

一九八四年二月一四日に、ドイツ第二テレビ放送 (ZDF) で、「ヨーゼフ・ジユース・オッペンハイマー——歴史像をめぐる歴史と物語」という長時間の特集番組が放映された。これを契機として、「ユダヤ人ジユース」 (Jud Süß) に関する

る論議がメディア上で再燃した。⁽¹⁾ また、一九九六年五月一三日には、ハンブルク大学での「ナチの過去とのかかわりをもつハンブルク市の思い出」という統一テーマの公開講義において、『ユダヤ人ジュース』とハルラン・リュート事件」という演題で、ナチス犯罪の訴追に関与していたハンブルク州検事正ディートリヒ・クルブロットが講演した。その前日には、ハンブルクのメトロポリス映画館で「ユダヤ人ジュース」が上映された。この時も「ユダヤ人ジュース」の解禁をめぐる激しい議論の応酬がメディア上でなされた。⁽²⁾ 日本では、ドイツ連邦憲法裁判所の「リュート判決」については論じ尽くされた観があるが、その背景になっている「リュート事件」と「ユダヤ人ヨーゼフ・ジュース・オッペンハイマー (Joseph Süß Oppenheimer) 事件」については、憲制史上重要な意義があるにもかかわらず、知られることが余りにも少なく、かえって誤謬が伝えられているので、我国においても論じる必要があると思われる。さらにまた、日本も批准した人種差別撤廃条約が、近年のユダヤ人迫害を契機として制定されたことを考え合わせると、⁽³⁾ 愈々その必要性は大きいと考える。

(注)

- (1) 参照、Gerber, Barbara, *Jud Süß-Aufstieg und Fall im frühen 18. Jahrhundert*, 1990, S.288f.
- (2) 「ユダヤ人ジュース」の解禁をめぐる議論については、参照、Kuhlbrodt, Dietrich, „Jud Süß“ und der Fall Harlan/Lüth, *Zur Entnazifizierung des NS-Films*, in: Sonderdruck aus *Das Gedächtnis der Stadt Hamburg im Umgang mit seiner Nationalsozialistischen Vergangenheit*, 1997, S.109ff.
- (3) 参照、拙稿「人権の観念と国家観—ドイツの基本権観をモデルとして—」比較憲法学研究—一—号、一九九九年、三八頁。ユダヤ人に対する偏見が、我国に今なお残っていることを示す事件として、「ユダヤ人虐殺」否定記事が国際的批判を浴びて、編集長が平成七年に辞任して、雑誌も廃刊となった「マルコポーロ事件」、平成一一年に、日本長期信用銀行の譲渡と「ユダヤ系金融資本」を関連づけた記事に対して、アメリカのユダヤ系人権擁護団体サイモン・ウィーゼンタール・センターの抗議があつて謝罪した「週刊ポスト事件」が記憶に新しい。しかし他方、日本通過のビザを発給して、約六千人のユダヤ人を救い、「日本のシンドラ—」

と称されて、昭和六〇年にイスラエル政府から「諸国民の中の正義の人賞（ヤド・バシエム賞）」を受賞した元リトアニア領事杉原千畝について、以下の本が次々に公刊された。杉原幸子『六千人の命のビザ』（一九九三年・大正出版）、下山二郎『ホロコースト前夜の脱出―杉原千畝のビザ』（一九九五年・国書刊行会）、杉原幸子・渡辺勝正『決断・命のビザ』（一九九六年・大正出版）、ヒレル・レビン『千畝』（一九九八年・清水書院）、杉原誠四郎『杉原千畝と日本の外務省』（一九九九年・大正出版）、渡辺勝正『真相・杉原ビザ』（二〇〇〇年・大正出版）。なお、平成一〇年にはイスラエルから、平成一二年には日本から、杉原を記念する切手が発行され、同じ年に、日本外務省によって杉原の「名誉回復」がなされた。

第二節 連邦憲法裁判所の「リュート判決」

一 「リュート事件」の概要^①

ハンブルク州広報室長兼総務局長^② (Senatsdirektor) であるエーリヒ・リュート (Erich Luth) は、一九五〇年九月二〇日に、「ドイツ映画週間」の開催にあたって、プレスクラブ会長としての挨拶のなかで、映画配給会社と映画製作会社に対し、第三帝国時代にユダヤ人迫害映画「ユダヤ人ジューズ」の監督兼脚本家として製作にあたったファイト・ハルラン (Veit Harlan) を、ドイツ映画の代表者として取り上げることの危険性について警告した。当時、ハルランの脚本・監督で「永遠の恋人」(unsterbliche Geliebte) を製作したドムニク映画会社は、リュートに釈明を求めた。リュートは、新聞紙上で公開状の形をとって、ハルランは、ナチ時代にユダヤ人排斥に加担したので、ハルランが映画界に復帰するのはドイツの国際的評価を破壊するとして、ボイコットを訴えた。

ドムニク映画会社とヘルツォーク映画配給会社は、ハンブルク地方裁判所から、①映画館主と映画配給会社に「永遠

の恋人」を番組表に掲載しないこと、②観客にこの映画を見に行かないこと、を煽動することを禁じる仮処分を得た。これに対するリユートの控訴は、ハンブルク上級地方裁判所によって棄却された。二つの映画会社は、リユートの申し立てに対し、ハンブルク地裁に提訴し、同地裁に対し、民法八二六条（良俗違反）による不法行為を認め、①映画館主と映画会社に「永遠の恋人」を番組表に掲載しないこと、②観客にこの映画を見に行かないこと、の煽動を差し止め、違反の場合、罰金刑もしくは拘留刑を科す旨判決した。

リユートは、ハンブルク上級地裁に控訴すると同時に、地裁判決は、基本法五条一項の言論の自由を侵害するとして、連邦憲法裁判所に、連邦憲法裁判所法九〇条に基づく憲法異議申立てを行った。連邦憲法裁判所第一法廷は、リユートの申立てを認め、一九五八年一月一五日にハンブルク地裁判決を破棄し、原審に差し戻した。

二「リユート判決原則」⁽³⁾

リユート判決は、言論の自由の基本権の間接的第三者効力を初めて承認し、基本権の第三者効力に関する「境界石」⁽⁴⁾ (Markstein) となった。同時にこの判決は、言論の自由について確立された判例として「リユート判決原則」を定立し、言論・出版の自由の領域において裁判官法を形成する契機となった。

リユート判決原則とは、次の内容をもつ原則である。即ち、基本権は防禦権であるが、同時に、基本権の章のなかに客観的価値秩序が創設されているので、客観的規範として価値基準となる。基本権の価値内容は、私法においては一般条項の媒介によって間接的に流入する。それは、基本権に拘束される裁判官が、民事法規定を解釈適用する場合に、基本権的価値基準を尊重することによってなされる。連邦憲法裁判所は、連邦通常裁判所が、基本権の射程・効力を民法領域で適切に判断したか否かを審査しなければならない。言論の自由は、自由主義的民主制にとって特別の意義を有す

るので、一般法律によって制限されるが、逆に一般法律も言論の自由によって制限される（相互作用理論）。言論の自由が世論形成に貢献する場合は、適法性の推定を受ける。⁽⁵⁾ 言論の自由の一般法律による制限は、言論の自由と他の私人の基本権との衝突を意味するので、調整方法として利益衡量がなされる。

三 リュート判決の評価

リュート判決（Luth-Urteil）と命名したデューリヒは、当初この判決を予想していなかったが、⁽⁶⁾ この判決を肯定的に評価している。ただデューリヒは、間接効力説をとる理由としては、私的自治を明示している。また、私人相互が基本権享有者であるために基本権衝突が発生する場合、裁判官は、価値衡量を行なうべきことを説いている。特に、判決の示す言論の自由の自由主義的民主制における特別の意義を精神的自由権の経済的自由権に対する優越という一般的基準に明確化し、ハルランの経済生活を破壊するようなボイコットを禁じている点が注目される。⁽⁷⁾

労働法の泰斗であるニッパーダイは、基本権の私人間への直接的適用を説いて、リュート判決の間接効力説を批判する。ニッパーダイによれば、言論の自由の一般的法律による制限は、実は基本権の「本質内容」の問題であって、基本権の衝突は、利益衡量によって解決されることになる。また、ニッパーダイは、意外なことに、リュート判決のボイコット評価を批判する。即ち、ハルランは、刑事訴訟で無罪判決を下され、非ナチ化手続でも職業活動を制限されていないので、ハルランの映画の配給と鑑賞の妨害を目的とするリュートによるボイコット煽動は、ハルランの権利の直接的侵害となる。またボイコット煽動を許すことは、基本法二条一項（人格の自由な発展の権利）、一二条（職業選択の自由）、一四条（所有権）に根拠を置く企業の権利と経済活動の自由を、重大な侵害から保護のない状態に置くことになる。そのことからニッパーダイは、言論の自由に特別の地位を与えることを拒否し、リュートは正当利益の擁護の範

匪を逸脱して、映画会社の営業を侵害するので差止訴訟が認容されるべきである、と説いている。⁽⁸⁾

このようなニッパードイの態度は少々奇妙に映るが、恐らくはニッパードイの根本信条に由来すると思われる。というのは、ニッパードイは、ハンス・ケルゼンがケルン大学法学部の教授職を罷免された時、学部長代行としてプロシャ学問・芸術・社会教育省に、カール・シュミットを除く全員の教授の署名を付して復職の陳情書を提出している。⁽⁹⁾ また、ナチスの侵透をうけたドイツ法アカデミーにおいて、ニッパードイの属する労働法委員会は、一九三八年に労働関係に関する法律の草案を提出したが、準備作業は完了させなかった。この理由は、ニッパードイの保守的自由主義思想に求められる。⁽¹⁰⁾ これと同じ思想が、リユート判決の評釈において、ハルランと映画会社の擁護に向かわせたと推察できるのではあるまいか。

四 エーリヒ・リユートのプロフィール

エーリヒ・リユートは、一九〇二年にハンブルクに出生し、一九八九年に死去している。実家は貧しい食料品店で、学校の授業料が払えずに級友の侮りをうけたり、店の配達の手伝いなどする内、社会的階層の格差を実体験するようになり、反権威主義的人間への成長した、と自ら語っている。長じて実科高等学校を中退し、ジャーナリズムの世界に身を投じた。そこでの政治的傾向は左翼平和主義者であり、独仏和解を夢みた。二〇年代の終わりにドイツ民主党からハンブルク州議会議員に選出されたが、党規違反で除名された。その後、芸術批評家・映画評論家として、「ハンブルク新聞」(Hamburger Anzeiger)を拠点として名を成した。ナチスの権力掌握とともに反ナチ狩りを恐れて地方に退去し、そこでハルランの「ユダヤ人ジューズ」を見た。

戦後、占領軍によってハンブルク州議会の広報室長に任命され、イスラエルとの和解に心を砕いた。⁽¹¹⁾ ハルランの「永

遠の恋人」による再登場に激しく抗議したが、実際の所、新聞はこの抗議を無視し、世評ではあたかもリュートが訴訟狂の迫害者であり、ハルランこそ被害者であるかのごとき神話ができつつあった。⁽¹²⁾しかし、ハンブルク上級地裁における敗訴のあたりから、ハンブルク州政府、ハンブルク大学、ハンブルク市民が、リュートの支援にのりだした。ところがリュートに対する反撃も激しくなった。⁽¹³⁾最後に、連邦憲法裁判所で勝訴したリュートは、ヘルムート・シュミットの表現によれば、「法制史上の人物」⁽¹⁴⁾となった訳である。

リュートの著作には、『石ころだらけの人生―天邪鬼自伝』(Viel Steine lagen am Weg-Ein Querkopf berichtet, 1966)、『ハンブルク人は流れに抗する』(Ein Hamburger schwimmt gegen den Strom, 1981) などの自伝のほか、『ハンブルクの運命はその掌中にある』(Hamburgs Schicksal lag in ihrer Hand, 1966)、『ハンブルク州議会一九四六―一九七一』(Die Hamburger Bürgerschaft 1946-1971, 1971) などのハンブルク州議会に関するもの、『マックス・ブラウアー―ガラス吹き工―市長―政治家』(Max Brauer-Glasbläser-Bürgermeister-Statsmann, 1972) などの政治家の伝記がある。

政治的な著作が代表作とされているせいか、リュートは、芸術批評家としてはさほど評価されていない。その証拠として、カーチャ・マンの『夫トーマス・マンの思い出』の一節を挙げておく。リュートは、自伝のなかでもトーマス・マンを高く評価し、マンのハンブルク招待に尽力し、そのためにチューリヒでマン夫妻に直接会ったりしている。⁽¹⁵⁾しかし、カーチャは、「デーブリーンの『金の門』という雑誌は、……リュートという人物が書いたとかいう悪意にみちたトーマス・マン誹謗文をいくつか掲載しました。このリュートなる人物は『魔の山』についても書いていましたが、すくなくともこの小説を知っていないことは明白でした。……このリュートなる男は、この小説について、ともかくありとあらゆる奇妙きてれつな、間違いだらけのばかばかしいことばかり書いていました。」⁽¹⁶⁾と酷評している。リュートも自分のフアナティックな性格を自覚していて「ハンブルク狂い」と自称したりしている。⁽¹⁷⁾

五 ファイト・ハルランのプロフィール

ファイト・ハルランは、一八九九年にベルリンで生まれ、一九六四年に死去している。⁽¹⁸⁾ ハルランは、社会民主党員であり、一九二三年にユダヤ人女性と結婚していたにもかかわらず、映画「支配者 (Der Herrscher)」(一九三七年)で、ナチス国家賞を受賞した。⁽²⁰⁾ 翌年、三番目の妻である女優クリスティーナ・ゼーダーバウムを起用して「吹き消された足跡 (Verwehte Spuren)」(一九三八年)、「不滅の魂 (Das unsterbliche Herz)」(一九三九年)のようなナチスのプロパガンダ映画を製作した。そのなかでも極めつけの反ユダヤ映画が「ユダヤ人ジューズ」(一九四〇年)である。そのほかにも「フリートリヒ大王 (Der große König)」(一九四一年)、第三帝国最後の映画「コールベルク (Kolberg)」(一九四四年)などを撮っている。⁽²¹⁾ 戦後は、一九五一年に「永遠の恋人」でカムバックを果たし、その後、「ハンナ・アモン (Hanna Amon)」(一九五一年)など、メロドラマを中心に一二本の映画を撮影した。⁽²²⁾

「ユダヤ人ジューズ」は、戦後、連合国によって禁止リストに入れられたが、一九五五年のパリ協定によって禁止措置は無効になった。しかし今日でも、「ユダヤ人ジューズ」は、ドイツにおける上映許可機関である「映画会社民間自主規制機関」(Freiwillige Selbstkontrolle Filmgesellschaft)によって、教育・研究目的以外の上映は禁じられている。⁽²³⁾ ところが、一九五四年以降、闇取引されたコピーがアラビア語に翻訳されて、アラブの反イスラエルプロパガンダに用いられた。⁽²⁴⁾

ハルランは、「ユダヤ人ジューズ」の脚本と監督を担当したことで、「ナチ体制被迫害者団体」(Vereinigung der Verfolgten des Naziregimes)、「ニュルンベルク諸法被害者救援組織」(Notgemeinschaft der durch die Nürnberger Gesetze Betroffenen)によって、ハンブルク検察庁に連合国管理委員会法一〇号二条の「人道に反する罪」に違反したとして告訴された。⁽²⁵⁾

一九四九年四月二三日に、ハンブルク陪審裁判所は、ヴァルター・テュロルフ裁判長の下で、①映画の理念ではハルランのものではない、②映画とユダヤ人迫害の間には因果関係はない、という理由で、ハルランに無罪判決を下した。この判決は、何百人という傍聴人に拍手喝采で迎えられ、ハルランは熱狂的な支持者によって、まるで凱旋將軍のように肩車で法廷から担ぎ出された。⁽²⁶⁾ クラマー上級検事は直ちに上告した。

一九四九年一月二日に、ケルンにあるイギリス占領地区最高裁判所は、判決を取り消した。再びハルランは人道に反する罪で告訴されたが、一九五〇年四月二九日に、ハンブルク陪審裁判所は、ハルランは、ゲッベルスの強制的命令による緊急避難で映画を製作させられたのであるとして、再度無罪判決を下した。⁽²⁷⁾ ハルランも、ゲッベルスの抗拒不能の命令によって映画製作したことを、回想録『私の映画の陰で』のなかで弁明している。⁽²⁸⁾ ところが、驚くべきことに、かなり後になって、ハンブルク陪審裁判所のテュロルフ裁判長は、元ナチス黨員であつて、悪名高いハンブルク特別裁判所の検事であり殺人罪で捜査されていたことが発覚した。⁽²⁹⁾

最近では、ノルベルク・グロープが芸術至上主義の立場から、ハルランの映画作品の再評価を提唱しているが、エリク・レンチュラーは、ハルランの作品の歴史的・政治的意味を無視することはできず、そのような風潮は、政治家フランツ・ヨーゼフ・シュトラウスの「ヒトラー死後半世紀経過したので普通の国になるべきだ」という歴史修正主義に迎合するものであると厳しく批判している。⁽³⁰⁾

(注)

- (1) リユート事件の事実の概要については、参照、拙稿「言論の自由と基本権の第三者効力―リユート判決」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例』（一九九六年・信山社）二二六頁。
- (2) ハンブルク州の行政組織における職階は、例えば建設官庁の編成表では、Senator（大臣）、Vertreter（大臣代理）、Staatsrat（事務次官）、Senatsdirektorの順になっている。従って、Senatsdirektorを、むしろあたり「総務局長」と訳しておく。

参照' Die Bundesrepublik Deutschland Staatshandbuch : Hamburg, 1994, S.70. 因みに、ベルリンでは、事務次官 (Staatssekretär) は、一九八五年までは、Senatsdirektor と称されていた。参照' Zivier, E.R., Verfassung und Verwaltung von Berlin, 2. Auf., 1992, S.150. 尚' Scholler/Birk, Verfassungsrecht und Verfassungsgerichtsbarkeit, 6. Auf., 1988, S.69. は、リュートの肩書を Senator と誤記している。

(3) 参照、拙稿、前掲論文、一二八頁。

(4) BVerf GE 42, 143 [162]、この境界石という表現を、連邦憲法裁判所の法廷でリュートを弁護したユダヤ系のドイツ社会民主党の桂冠法律家アドルフ・アルントは、「里程碑」(Meilenstein) と形容している。アルントは、言論の自由の民主的機能を重視するスメント理論を援用し、更に一步を進め、言論の自由が民主主義の本質的要素であることを主張して、連邦憲法裁判所を、リュート訴訟が私人間における基本権の「第三者効力」の問題であることを理解するよう説得した。参照' Gosewinkel, Dieter, Adolf Arndt-Die Wiederbegründung des Rechtsstaats aus dem Geist der Sozialdemokratie (1945-1961), 1991, S.495f., 499.

(5) リュート判決は、カール・ゾ合衆国連邦最高裁判官の「言論の自由は、他の殆どどの形式の自由の母体であり、不可欠の条件である」という文章を直接引用して (BVerfGE 7, 198 [208])、ドイツ憲法にもアメリカの優越的自由の理論の影響のあることを示している。参照' Klein, Eckart, Preferred Freedoms-Doktrin und deutsches Verfassungsrecht, in : Grundrechte, soziale Ordnung und Verfassungsgerichtsbarkeit, Festschrift für Ernst Benda zum 70. Geburtstag, 1995, S.138, Anm. 22.

(6) 参照' Lüth, Erich, Viel Steine lagen am Weg, 1996, S.270.

(7) 参照' Dürig, Günter, Zum „Lüth-Urteil“ des Bundesverfassungsgerichts vom 15. 1. 1958, DöV 1955, 194ff.

(8) 参照' Nipperdey, H.C., Boykott und freie Meinungsäußerung, DVBl 1958, 445f.

(9) 参照' Heinrichs-Franzki-Schmalz-Stolleis, Deutsche Juristen jüdischer Herkunft, 1993, S.716. ヘルマン・アラダー・メタル『ハンス・ケルゼン』(一九七一年・成文堂) 一〇〇' 一〇一頁。

(10) Kranig, Andreas, Arbeitsrecht und Nationalsozialismus, in : Hrg.v. Hubert Rottleuthner, Recht, Rechtsphilosophie und Nationalsozialismus, 1983, S.107. ロットローナー編 (ナチズム法理論研究会訳) 『法、法哲学とナチズム』(一九八七年・みすず書房) 一六三頁。

(11) リュートの略歴については、参照' Stephan Detjen (Hrg.), In bester Verfassung ?! 50 Jahre Grundgesetz, 1999, S.153f. 年時代については、Lüth, a.a.O., S.9ff. 参照。リュート事件はリュートの代名詞となつてしまつたが、リュート自身が内心誇らしく思つてゐるのは、ハンブルク憲法の前文起草したとびである。参照' Lüth, Ein Hamburger schwimmt gegen den Strom, 1981, S.153. 尚' 「デア・シュピーゲル」にリュートの死亡記事が載つてゐる (Der Spiegel, 1989, 4.10, S.272)。

- (12) 参照' Lüth, Viel Steine lagen am Weg, S.263.
- (13) 参照' Lüth, a.a.O., S.265f.
- (14) 参照 Lüth, Ein Hamburger schwimmt gegen den Strom, S.171.
- (15) 参照' Lüth, Viel Steine lagen am Weg, S.285f. リーネンジャー・マンス・マン夫妻のチャーリビでの会見について、トーマス・マンの日記には言及がない。参照' Inge Jens (Hrsg.), Thomas Mann Tagebücher 1951-1952, 1993, S.287f. トーマス・マンのハンブルク訪問については、参照' Inge Jens (Hrsg.), Thomas Mann Tagebücher 1953-1955, 1995, S.69.
- (16) カーチャ・マン『夫トーマス・マンの思い出』(山口知三訳・一九七五年・筑摩書房) 一九二―一九三頁。Katia Mann, Meine ungeschriebenen Memorien, 1976, S.138f.
- (17) Lüth, Die Hamburger Bürgerschaft 1946-1977, S.216.
- (18) ハルランの略歴については参照' Robert Wistrich, Wer war wer im Dritten Reich?—Ein biographisches Lexikon, 1992, S.142f.
- (19) 参照' Kuhlbrodt, Dietrich, Soll, »Jud Süß« wieder in die Kinos? Konkret 1991, 4, S.57, derselbe, „Jud Süß“ und der Fall Harlan/Lüth, S.105.
- (20) ハルランは「支配者」の成功によって、第三帝国の公認映画監督になり、一九四三年には、ウーファ二五周年に際して映画博士号を授与された。参照' クルト・リース『ドイツ映画の偉大な時代―ただひとつの』(一九八五年・フィルムアート社) 四八九・四九八頁(注五)。
- (21) 戦前のハルラン映画としては、そのほか、「青春 (Jugend)」(一九三八)、「ティルジットへの旅 (Die Reise nach Tilsit)」(一九三九)、「黄金の街 (Die goldene Stadt)」(一九四二)、「インメン湖 (Imensee)」(一九四三)、「犠牲行 (Opfergang)」(一九四四)がある。クリステイーナ・ゼーダーバウムは、ハルランの映画の中でたびたび溺死し、ゲッベルスからも「帝国水死体」(Reichswasserleiche)と揶揄されたが、これは、提供され、恥辱をうけ、溺死し、再び崇拜されるというファシズムの理想的婦人像を象徴している。ただし、ゼーダーバウム自身は水泳は達者であった。参照' Kuhlbrodt, „Jud Süß“ und der Fall Harlan/Lüth, S.110f. Krausharr, Wolfgang, Der Kampf gegen den »Jud-Süß«—Regisseur Veit Harlan, Mittelweg 36, 1995, 6, S.12. 瀬川裕司『ナチ娯楽映画の世界』(二〇〇〇年・平凡社) 一四二頁以下。
- (22) ハルランの戦後の作品としてそのほかに、「たそがれ時 (Die blaue Stunde)」(一九五二)、「クロンボの星 (Sterne über Colombo)」(「ドイメンの裏切り (Verrat an Deutschland)」(一九五四)、「第三の性 (Das dritte Geschlecht)」(一九五七)「愛は毒薬のようだ (Liebe kann wie Gift sein)」(一九五八)、「マハラジャのブロンド女性 (Die blonde Frau des Maharadsha)」

(一九六二) がある。

- (23) 参照' Kuhlbrodt, „Jud Süß“ und der Fall Harlan/Lüth, S.101, 110. 現在' ビデオとして市場に流通している作品としては、「吹き消された足跡」「不滅の魂」「フリートリヒ大王」「黄金の街」「インメン湖」「犠牲行」がある。「ユダヤ人ジューズ」などは、二〇〇一年時点で、ドイツの取次店に注文しても、ドイツ政府が映画管理権 (Filmrechte) を保有していて、ナチスプロパガンダを理由として、ビデオ公刊の許可がおりないと通知するのみである。因みに、メトロポリス映画館で、二〇〇一年五月七日に「ティルジックへの旅」、八日に「黄金の街」、一四日に「犠牲行」、一五日に「インメン湖」が上映された (Kommunales Kino Metropolis, 2001, 5)。

- (24) 参照' Gerbar, Barbara, *Jud Süß-Aufstieg und Fall im frühen 18. Jahrhundert*, 1990, S.287f. Hull David Stewart, *Film in the third reich*, 1973, p.171.

- (25) ハルランの陪審裁判については、参照' Krausharr, a.a.O., S.5ff. Kuhlbrodt, a.a.O., S.101ff. Hollstein, Dorothea, *Antisemitische Filmpropaganda*, 1971, S.222ff. Gerber, a.a.O., S.287. 詳細な資料として、Pardo-Schiffner-Van Dam-Wollheim, *Jud Süß-Historisches und juristisches Material zum Fall Veit Harlan*, 1949, S.38ff. ハルランは、一九四七年の終わりに、映画監督としての経歴を再開するために、ナチス党員でないことを証明する目的で、ハンブルク非ナチ化手続中央委員会に非ナチ化手続を申請した。所轄中央委員会は、ハルランを犯罪ない者と資格証明した。これに先立つ決定予定との新聞報道に抗議して専門委員は辞任している。この後に告訴された訳である。参照' Krausharr, a.a.O., S.4. Kahlbrodt, a.a.O., S.101.

- (26) 参照' Krausharr, a.a.O., S.13. 二回目の無罪判決の時は、警察官がハルランを刑務所の調理室から戸外に連れ出したので、裁判所の前では大した騒乱は起きなかった (Der Spiegel, 1950, 5. 4, S.3)。

- (27) 陪審裁判所は、「ユダヤ人ジューズ」の執筆・監督をハルランが行ったことを認定したが、主犯はゲッベルスであって、ハルランに刑法五二条の脅迫の責任阻却事由を認めて無罪判決を下し、「ハルラン道具説」に加担した。参照' Zielinski, Siegfried, Veit Harlan-Analysen und Materialien zur Auseinandersetzung mit einem Film-Regisseur des deutschen Faschismus, 1981, S.60, 107.

- (28) 参照' Harlan, Veit, *Im Schatten meiner Filme*, 1966, S.26ff., 89ff. 尚' ゲッベルスは「ユダヤ人ジューズ」を新しいユダヤ映画の模範であると絶賛しつつ、Reuth, Ralf Georg, *Joseph Goebbels-Tagebücher Bd. 4: 1940-1942*, 2. Aufl., 1992, S.1411f. (29) 参照' Krausharr, a.a.O., S.16. Kuhlbrodt, a.a.O., S.104. この驚愕すべき事実の背景には、英占領地区において司法の非ナチ化が放棄されたことがある。参照' Zielinski, a. a. O., S.108. その原因は、マックス・ブラウアー・ハンブルク市長やアデナウアー首相の、陪審裁判所での反ユダヤ主義の証言は共産主義の陰謀であるとする声明に見られるように、冷戦の政治的環境にある。参

照' Zielinski, a.a.O., S.46. また、フォイヒトワンガーが、スターリンを熱烈に賛美したこともその遠因になっているのではあるまいか。参照、ラカー『ワイマル文化を生きた人びと』（脇・八田・初宿訳・一九八五年・ミネルヴァ書房）一六〇、一六一頁。

(30) 参照、Rentschler, Eric, 'The Ministry of Illusion-Nazicinema and its Afterlife, 1996, p.167-169. Hennig, Eike, Zum Historikerstreit: Was heißt und zu welchem Ende Studiert man Faschismus?', 1988, S.100.

第三節 映画「ユダヤ人ジュース」

一 映画「ユダヤ人ジュース」の原作

映画「ユダヤ人ジュース」の原作は、ドイツにおいても日本においても、時としてユダヤ系の亡命作家リオン・フォイヒトワンガーに擬せられることがある。⁽¹⁾ だがしかし、それは必ずしも正しいとは言えない。確かにフォイヒトワンガーは、一九二五年に『ユダヤ人ジュース』を公刊し、それは二四ヶ国語以上に翻訳され、三〇〇万部以上のベストセラーになった。この作品は、アメリカとイギリスでは“Power”というタイトルで出版され、これを原作として「ユダヤ人ジュース (Jew Sues)」(邦題「武器なき闘い」) という映画が、一九三四年にユダヤ人のロタール・メンデス監督、あの反ナチ映画「カサブランカ」に出演した、ゲシュタポ・シュトラッサー少佐役のコンラート・ファイト主演で製作されている。⁽²⁾ しかし、ハルランの「ユダヤ人ジュース」の脚本は、ユダヤ系であり、一九三三年に発禁・焚書・追放処分まで受けたフォイヒトワンガーの『ユダヤ人ジュース』を原作としたものではなく、ヴェルテンベルク出身のルートヴィヒ・メツガーとエーベルハルト・ヴォルフガング・メラー、それにハルランの共同執筆になるもので、これにゲッ

ベルスが筆を入れている。従って、この原作は、フォイヒトワングーのものとは似ても似つかない人種理論に基づく典型的な反ユダヤ作品になっている。⁽³⁾

ところで、フォイヒトワングーの『ユダヤ人ジュース』は、フォン・シュテルンブルクによれば、ヴァルター・ラーテナウをモデルとして、アウトサイダーの運命、権力と東洋的諦観、「仏教的な悟り」をモチーフにしている。⁽⁴⁾

二 映画「ユダヤ人ジュース」の粗筋⁽⁵⁾

フランクフルトのユダヤ人ジュース・オッペンハイマー（フェルディナント・マリアン）は、ヴェルテンベルク公国に到着し、すぐにカール・アレクサンダー公爵（ハインリヒ・ゲオルゲ）に、宝石・貴金属の宝飾品の調達によって取り入り、シュトウツガルトに居住する許可を得た。公爵は、放埒な生活に起因する金銭問題の解決をジュースに託した。ジュースは大蔵大臣に任命されて公爵領の歳入を担保に、公爵の自堕落な生活に必要な資金を融資することを申し出た。それに対し公爵は、ジュースにユダヤ人追放令の廃止で報いた。今や四方からユダヤ人がヴェルテンベルクに流入した。

ジュースは、老ラビ・レーヴ（ヴェルナー・クラウス）の助言に反して、自己の権力を過剰に拡大し、公爵にクーデターによって絶対的統治権を掌握することを説得するに至った。ヒステリックな秘書レヴィ（クラウスの二役）の助力によって、ジュースは、権力者である議会法律顧問シュトルム（オイゲン・クレップファー）の美しい娘ドロテア（ゼーダーバウム）を誘拐し、ジュースに対して反乱を企てていた婚約者の裁判所書記ファーベル（マルテ・イエーガー）が地下室で拷問されている間に、ドロテアを強姦した。ドロテアは逃亡をはかるが溺死する。事件は公になり、公爵領の住民は、公爵の死亡時に反乱を起こす。ジュースは逮捕され、裁判によって人種的恥辱を理由として死刑

判決を宣告された。

ジューズは、死刑執行の前に鉄の籠に入れられて絞首台に吊り上げられた。一七三八年二月四日の死刑執行後に、シュトルムは、「ラント等族は、これによってヴュルテンベルク国民の意思を宣言した。全てのユダヤ人は一ヶ月以内にヴュルテンベルクを退去しなければならない。これによって全ヴュルテンベルクでユダヤ人追放が行われる。シュトゥットガルトでは、一七三八年二月四日に行われた。」と宣言した。舞台の袖からこの「遺言」、即ち、「我々の子孫は、この法律を、子孫が、子と孫の財産と生命、血から多くの苦しみが免かれ続けるために、鉄の如く墨守されん事を。」というナレーションが流された。ユダヤ人が退去する時、一人の傍観者が「他国の市民もこの教訓を決して忘れてはならない。」と論評した。

三 映画「ユダヤ人ジューズ」の政治的效果

映画「ユダヤ人ジューズ」は、ドイツ国内の観客動員が二二〇〇万人以上、興業収入が六〇〇万マルクと驚異的な成功を収めた。⁶しかし、この背後には、宣伝大臣ゲッベルスと親衛隊長官ヒムラーの周到な策略があつた。ゲッベルスは、一九四〇年一月一八日に、秘密内部通達を発して、新聞に「ユダヤ人ジューズ」を反ユダヤ映画と呼ばないよう指示し、娯楽作品に偽装した。⁷また、ヒムラーは、全親衛隊と警察に映画鑑賞を指示した。国外の兵士にも特別上映が準備され、占領地では住民の追放、抹殺の前に上映された。⁸ナチの秘密情報機関の報告によると「ユダヤ人虐殺の雰囲気」を醸成した。⁹

四 映画「ユダヤ人ジューズ」をめぐる悲劇

主人公ジューズを演じたフェルディナント・マリアンは、非ナチ化の法廷で裁かれた後に、自由を回復したが、間もなく厚い壁に車を疾走させて自殺した。ユダヤ人である妻もハンブルク港で入水自殺をした。カール・アレクサンダーに扮したハインリヒ・ゲオルゲは、ソ連占領地区のザクセン・ハウゼンの収容所に収容されて、終戦後一年にして病死した。議会法律顧問シュトルムを演じたオイゲン・クレップファアは、舞台と映画から追放され、落魄の内に窮死した。ユダヤ人ラビの役であったウェルナー・クラウスは、映画活動から疎外され、息子を自殺で失うなど晩年は孤独であつたが、クラウスのみが「ユダヤ人ジューズ」に出演したことを公式に謝罪した。⁽¹⁰⁾

(注)

- (1) 参照' Ploetz, Lexikon der deutschen Geschichte, 1999, S.480. Killy-Vierhaus (Hrsg.), Deutsche Biographische Enzyklopädie, Bd.7, 1998, S.500. 岩崎昶『ヒトラーと映画』(一九七五年・朝日選書) 一四六頁。
- (2) 参照' Von Sternburg, Wilhelm, Lion Feuchtwanger, 1994, S.274, 291, 293. Gidal, Nachum, J, Die Juden in Deutschland von der Römerzeit bis zur Weimarer Republik, 2. Aufl., 1997, S.6. Heinzlmeier, Adolf/Berndt Schulz, Lexikon der deutschen Film und TV-Stars, 2000, S.369. Hull, David Stewart, Film in the third reich, 1973, p.161. 志賀信夫『イギリス映画史』(一九五七年・雄山閣) 一四五頁。ヤン・ベルク他著『ドイツ文学の社会史(上)』(山本・三島・保坂・鈴木訳・一九九二年・法政大学出版局) 五九〇頁。
- (3) ハルラン自身は、ハウフの小説『ユダヤ人ジューズ』(一八二七年)を典拠として述べている。これに、マルティン・ルターのユダヤ人弾劾後期説教集『Von den Juden und ihren Lügen』(1543) (Schoeps, Julius H, Neues Lexikon des Judentums, 1998, S.466) の抜粋が混入されていふと思われ。参照' Jacobsen-Kaes-Prinzler, Geschichte des deutschen Films, 1993, S.157. Kraushart, aa.O., S.7. von Sternburg, aa.O., S.292. Hollstein, aa.O., S.76. Rentschler, Ibid., p.159. Welch, David, Propaganda and the German Cinema 1933-1945, 2001, p.239.

- (4) von Sternburg, a.a.O., S.274ff.
- (5) 参照' Krusche, Dieter, Reclams Filmführer, 9. Aufl., 1993, S.287. Hull, Ibid, p.168. Leiser, Erwin, Deutschland, Erwache! Propaganda im Film des Dritten Reiches, 1989, S.78. Krausharr, a.a.O., S.7.
- (6) 参照' Krausharr, a.a.O., S.9.
- (7) 参照' Kuhlbrodt, Soll »Jud Süß« wieder in die Kinos?, S.58.
- (8) 参照' Krausharr, a.a.O., S.9.
- (9) 参照' Krausharr, a.a.O., S.10.
- (10) 参照' Hull, Ibid., p.171. 岩崎' 前掲書' 一五六頁。

第四節 憲制史上の「ユダヤ人ジュース事件」

一 ユダヤ人ヨーゼフ・ジュース・オッペンハイマー

ユダヤ人ヨーゼフ・ジュース・オッペンハイマーとはいかなる人物であろうか。日本では、ジュース・オッペンハイマーは、「歴史書の欄外に小さく記述されるほどの些々たる記録しか残っていない人物」⁽¹⁾と評する向きもあるが、ゲルバーの評するように、ジュース・オッペンハイマーのファウストにも似た怪しい魅力に同時代人も、後世もとりつかれ、ジュースの死後二五〇年その追憶は絶えることがなかった。⁽²⁾

ジュースについては、シラーが既に『群盗』⁽³⁾において触れ、ドイツのウォルター・スコットと称された童話作家のウィルヘルム・ハウフ (Wilhelm Hauff) も、一八二七年に『ユダヤ人ジュース』(Jud Süß) という小品を残している。⁽⁴⁾ハウフは、祖父がヴュルテンベルクのジュースの地所の隣に地所を所有していたという浅からぬ因縁をもっていた。⁽⁵⁾一

八七四年には、マンフレート・ツインマーマンが『ヨーゼフ・ジュース・オッペンハイマー』⁽⁶⁾という本を書き、一九二六年には、クルト・エルヴェンスピークが『ユダヤ人ジュース・オッペンハイマー』⁽⁷⁾という本を刊行した。リオン・フォイヒトワングは、それらの本を参考にし、ヴュルテンベルクの史実を尊重しながら、『ユダヤ人ジュース』を書き上げたのである。⁽⁸⁾今もなお、バルバラ・ゲルバーやヘルムート・ハーシスなどがジュース・オッペンハイマーに関する大著をものしている。⁽⁹⁾

歴史上のヨーゼフ・ジュース・オッペンハイマーは、一六九八年か一六九九年にハイデルベルクに生まれ、一七三八年二月四日にシュトゥットガルトで絞首され、吊り下げられた鉄の檻のなかで晒されるという特異な方法で処刑された。⁽¹⁰⁾ユダヤ人ジュースとは、逮捕後の蔑称である。⁽¹¹⁾

ジュース・オッペンハイマーは、ヴュルテンベルク公国のカトリックの神聖ローマ帝国元帥の軍人君主カール・アレクサンダー⁽¹²⁾の私的代理人である代理公使 (Resident) 兼官房御用商人 (Kabinettsfaktor) に任命されていた。⁽¹³⁾カール・アレクサンダーが、プロテスタント国であり後進的な農業国家であったヴュルテンベルクを重商主義による絶対主義国家へと改革しようとして起用したのが宮廷ユダヤ人⁽¹⁴⁾ (Hofjuden) であるジュース・オッペンハイマーであった。⁽¹⁵⁾ジュース・オッペンハイマーは、カール・アレクサンダーの改革が進行するなかで、代理公使から上席宮廷・軍需品御用商人 (Oberhof- und Kriegsfaktor) 、内帑金管理人 (Schatullenverwalter) 、造幣局長 (Münzmeister) 、枢密財務顧問 (Geheimer Finanzrat) 、内閣国庫顧問 (Kabinetts-Fiskal) へと任命されていくが、これら全て、等族議会の承認を経ることなく、カール・アレクサンダーの信任にかかっているのである。つまり、ジュース・オッペンハイマーは、ユダヤ人として正規の宣誓もなく、カール・アレクサンダーに私的に任命された顧問、即ち「代理人」 (Agent) にしかすぎないのである。ここに既にジュースの悲劇が胚胎している。⁽¹⁶⁾

それでは何故に、絶対主義君主は宮廷ユダヤ人を必要としたか。それは、三十年戦争において後進国であったドイツ

諸国は、他の西洋諸国、特にフランスとの対抗上、常備軍を創設して、自主外交を行ないうる中央集権的絶対主義行政を確立する必要に迫られていたが、その需要を充たす、等族とその閥族主義から独立した官僚制を欠いていたからである。⁽¹⁷⁾ ヴュルテンベルクにおいても事情は同様で、ジュースは、カール・アレクサンダーの委託を受けて、軍や宮廷に軍需品や贅沢品を納入するにとどまらず、貨幣の鑄造や金銀の調達も請負った。貨幣の鑄造については、「通貨ユダヤ人」(Münzjuden) の例に漏れず、経済の拡大に伴って改鑄を行っている。一七三五年には、カール・アレクサンダーの肖像を刻印したアレクサンダー金貨が発行された。⁽¹⁸⁾

ジュースの役割で重要なのは、宮廷と軍隊のための資金調達であった。そのためにジュースは、等族議会の承認を経ずに、通行税、橋梁税、消費税、財産税など新税を導入した。⁽¹⁹⁾ また、等族議会や既存の行政機構から独立して報恩局(Gratiant) を新設し、5%の俸給税と官職売買を実施した。⁽²⁰⁾ 同時に、起訴官庁(Fiskalamt) を設置して、密偵を放って富裕者を訴追し、金銭によって訴追を免れる売買可能の司法制度、即ち恩惠的免訴制度を設立した。⁽²¹⁾ 更に、中央後見監督庁を設置して、被後見人の財産を管理し国庫収入の一部とした。⁽²²⁾

ジュースは、そのほか、価格統制や皮革、塩、タバコ、ワイン、カードの国家専売、用益賃貸借取引を営んだり、富くじ、賭博の特権を宮廷ユダヤ人に付与して、国庫収入を飛躍的に増大させた。それらのなかでも最も悪名高かったのが、官吏のグルデンの俸給につき一グロシエンをジュースに支払わなければならない「地獄銭」の異名をもつ「ユダヤ銭」(Judengroschen) であった。⁽²³⁾ ジュースは、御料局(Hofkammer) と会計検査院(Rechnungshof) を設置し、⁽²⁴⁾ 新しい資金を国庫に導入して混乱した通貨制度に秩序をもたらすため、イングランド銀行を模範とした国立銀行の創設を計画したが、等族の反対で挫折した。⁽²⁵⁾ しかし、全体として、ジュースの財政改革は相当の成功を収めたと評されている。⁽²⁶⁾

二 ヴュルテンベルクの憲法争議

このジューズ・オッペンハイマーのヴュルテンベルク財政改革を、ゾンバルトは、近代的経済秩序と国家秩序の形成に対する先駆的貢献と評価して、激しい歴史学・経済学の議論をひきおこした。⁽²⁷⁾ゾンバルトのジューズ・オッペンハイマーの評価は、実は、カール・アレクサンダーのヴュルテンベルク憲法争議の評価にも関係してくる。ヴュルテンベルクのあるシュワーベン地方では、一五一四年六月八日に神聖ローマ皇帝マクシミリアン一世の同意のもとに、領邦等族の立法権や租税同意権、罪刑法定主義などを定めたテュービンゲン協約が締結されていた。⁽²⁸⁾この協約は、シュワーベンの「マグナ・カルタ」と呼ばれ、イギリス憲法に匹敵する大陸における唯一の憲法であると言われた。⁽²⁹⁾

カール・アレクサンダーも即位するにあたり、等族議会に対し、テュービンゲン協約やプロテスタントの地位、教会財産を保障する宗教協約を遵守することを宣誓した。⁽³⁰⁾即位の後に、カール・アレクサンダーが諸協約の一部無効を宣言して、領邦等族憲法に挑戦したのが「ヴュルテンベルク憲法争議」であり、⁽³¹⁾それを助けて財政改革を実行したのがジューズ・オッペンハイマーである。ミッターイスやハルトウングのような法制史家は、カール・アレクサンダーの急死によって、領邦等族の「良き古き法」が領邦国家のなかで最後まで残ったことを高く評価している。⁽³²⁾

三 ユダヤ人ジューズ裁判

カール・アレクサンダーの突然の死によって、直ちに、ジューズは勾留状なしに逮捕された。⁽³³⁾一七三七年三月二八日に、領邦議会小委員会は、ジューズを告発した。告発理由は、①ヴュルテンベルクに債務を負わした、②カール・アレクサンダー公爵に領邦議会を中傷させた、③ヴュルテンベルク憲法と宗教、即ち、「宗教と自由」を破壊した、という

ものであった。これらが大逆罪（Hochverrat）に該当するというものであった。⁽³⁴⁾ この背景には、カール・アレクサンダーとジュースが、ヴュルテンベルクに外国軍をひきいれてクーデターをおこし、憲法と議會を廃止してカトリック国にするという風評があった。

刑事裁判においては、一〇の訴因が挙げられた。即ち、①ヴュルテンベルク入国前のジュース・オッペンハイマーの前歴、②専制、③国庫の私物化、④報恩局・起訴官庁の設置、⑤報酬と立替金の横領、⑥経済計画、専売、用益賃貸借、⑦ユダヤ人入国権の濫用、⑧領邦等族に敵対する助言、⑨通貨偽造、⑩私生活、である。⁽³⁵⁾

以上の訴因は、ジュースの財政改革にかかわるものであり、カール・アレクサンダーの憲法争議が原因となっている。換言すれば、カール・アレクサンダーが、ヴュルテンベルク憲法に違反したことが問題になっている。ジュースについて言えば、ジュースは、カール・アレクサンダーの私的な奴隷的な代理人であり、その命令のもとに政策を実施している。⁽³⁶⁾ その上、一九三七年二月一二日には、ジュースは、カール・アレクサンダーから免訴宣告（Erlass von Straffreiheit）を下付されている。⁽³⁷⁾

ジュース裁判の準拠法は、ヴュルテンベルクのラント法とヴュルテンベルク憲法、それにカロリナ刑法典である。⁽³⁸⁾ この裁判は、とりわけ、多くの点でカロリナ刑法典に違反している。そもそもジュースは、弁護人選任権（八八条⁽³⁹⁾）が与えられず、尋問も拷問（二〇条⁽⁴⁰⁾）によってなされた。ジュースは、証人の供述を聞くことさえ許されず、つまりは反対尋問権が保障されていず、その上審理に召喚されていなかった。⁽⁴¹⁾ 証人は買収（六四条⁽⁴²⁾）されており、ジュースに関する訴訟記録（二〇二条⁽⁴³⁾）は隠匿されたままであった。⁽⁴⁴⁾

ジュース裁判はまた、ヴュルテンベルクのラント法にも違反していた。まず、ジュースに対しては、正式の公訴提起がなされず、判決も漠然とした一括判決であった。⁽⁴⁵⁾ 裁判官全員一致の判決は、大逆罪であったが、淫交罪については判決理由としては採用されなかった。⁽⁴⁷⁾ ジュースに対する公爵の免訴宣言（Absolutorium）については、裁判所はこれを

無視した。⁽⁴⁸⁾

テュービンゲン大学法学部教授兼大学事務局長老ハルプレヒトことゲオルク・フリートリヒ・ハルプレヒト (Georg Friedrich Harprecht) 裁判官は、告訴された命令や政令に副署した憲法上の顧問や大臣こそ、告訴や処罰をされるべきであつて、ジュースはその後である。憲法上の宣誓と職務上の宣誓をした者が最優先されるべきであつて、ジュースのように宣誓をしなかったり、官吏でない外国人やユダヤ人はそれに該当しない。ジュースは、ドイツ帝国とヴュルテンベルク国現行法からすると、死刑ではなく、財産没収と国外追放が相当とする鑑定意見を提出した。⁽⁴⁹⁾

ハルプレヒトの鑑定意見にもかかわらず、死刑執行はなされた。しかし、このジュース裁判が往々にして「見せしめの政治裁判」と酷評される所以は、ジュースより責任の重い要職にあつた顧問や官吏は、勝者の側や親戚関係にあることを理由に、起訴されず保護されたことにある。⁽⁵⁰⁾

(注)

- (1) 岩崎、前掲書、一四九頁。
- (2) 参照、Gerber, a.a.O., S.282. シュネーも、ジュースに関する文献は、汗牛充棟もただならぬというふうに表示している。参照、Schnee, Heinrich, Die Hoffinanz und der moderne Staat, 1953, S.109.
- (3) シラー『群盗』(久保訳・一九九八年・岩波文庫)一〇四頁。
- (4) 参照、ハウフ『隊商』(高橋訳・一九三九年・岩波文庫)二二八頁・翻訳としては、「猶太人ジュース」『皇帝の絵姿』(藤田訳・一九四〇年・弘文堂書房)所収。(粗筋)一九三七年二月一二日のジュースの誕生日に、カール・アレクサンダー大公のジュース免責の勅諭が発せられた。その日は、官吏に参加と高額の入場料が課せられた仮面舞踊会が開催された。その場で、貧民訴訟で人望のある州弁護士ランベクが、ジュースによるヴュルテンベルクのカトリック化陰謀をあてこする。ところが、間違つて息子の書記官グスタフ・ランベクが逮捕される。ジュースの妹レーアとグスタフは恋仲だったので、ジュースは、グスタフに結婚と出世を約束する。ところが、老ランベクは、フォン・レーダーとジュース打倒の密謀をこらしている。他方、ジュースは、レムヒンゲン將軍と国会を廃止して、アレクサンダーの独裁を確立し、ヴュルテンベルクの憲法と信教の自由を破壊する陰謀を計画していた。ア

レクサンダーの死去と共にジュースは逮捕され、査問会議にかけられる。ジュースは、査問委員のグスタフにレーアに対する慈悲を乞い、レーアもジュースに対する寛大な処置を願い出る。ジュースは、一七三八年二月四日に処刑される。レーアはネッカー河に身を投げ、グスタフは失意のまま一生独身を通す。ハウフの作品は、悲恋物語に仕立てられているのが特徴である。

(5) 参照 von Sternburg, a.a.O., S.281.

(6) Zimmermann, Manfred, Josef Süß Oppenheimer - ein Finanzmann des 18. Jahrhunderts, 1874.

(7) Elwenspöck, Curt, Jud Süß Oppenheimer - Der große Finanzier und galante Abenteuer des 18. Jahrhunderts, 1926.

(8) Feuchtwanger, Lion, Jud Süß - Roman, 1925 (2. Aufl., 1991).

翻訳としては、『猶太人ジュース』（谷譲次訳・一九三〇年・中央公論社）。（粗筋）ウィルバートのスター・ホテルで、枢密顧問官ベオグラード・セルビア総督のカール・アレクサンダー元帥とジュースは出会った。アレクサンダーは、元帥としての収入は僅かなのに豪華な生活を享受していた。ジュースは、融資の約束の見返りに、アレクサンダーから執事頭兼私的財政顧問、内帑係に任命された。アレクサンダーは、結婚のためカトリックに改宗する。議会の一人制委員会は、宗教の自由、議会の独立と自由を侵害すると噴激した。

アレクサンダーのヴュルテンベルク公爵への即位の際に、アレクサンダーは、ヴュルテンベルク憲法とテュービンゲン協約に宣誓し、一人制委員会と新教会の権利保護を誓約した。アレクサンダーは権力を掌握するため、一方では、一人の委員を逮捕し、他方では、信教の自由の布告、憲法忠誠の宣誓をしながら、軍をカトリック化した。ジュースは、常備軍編制準備のため、徴兵、壮丁の結婚制限、馬匹の徴発、戦時税の導入を実施した。ために物価の暴騰を招いたが、保安条例と密偵政治で対処した。

ジュースは、ユダヤ人なので官公吏の職に就くことが禁止されていたので、黒幕として権力を操った。議会選挙の際には野党を排除して、残余議会で常備軍を承認させた。次いで内閣閣僚を罷免したジュースは、枢密財政顧問、宮廷財務理事長として実質的に公爵領の摂政となった。ジュースは、任官局や会計局を創設して領民の膏血を絞り、象や黒人奴隷の売買に手を染めて領民の怨嗟の的となった。ただし、造幣局を差配した時には、優良貨幣を発行して信用を増した。

ジュースの娘ナエミは、伯父のヘブライ神秘哲学者ラビ・ガブリエルに預けられていたが、アレクサンダーの邪淫のため死に追いやられる。ジュースは胸中密かに復讐計画を立て、公爵にカトリック陰謀を唆かす。公爵は自責の念からジュースの免除公爵令を官報に公布する。まさに外国軍が陰謀に呼応して国内に侵攻せんとする時に、卒中によって公爵は死亡する。

ジュースは直ちに逮捕され、国事犯やキリスト教徒婦人との性交の重罪人として、裁判にかけられる。ヨハン・ダニエル・ハルプレヒト教授は、ユダヤ人とキリスト教徒婦人との性交を重罪に処した刑法上の規定は、最近二世紀殆んど実施されていないので、ジュースを有罪とすることはできないと鑑定意見を提出したが、裁判の結果、不敬罪、貨幣偽造、国事犯等の罪で死刑判決が下さ

れた。ジュースは助命の条件としての洗礼を拒絶して、絞首台上の鉄の鳥籠の中で絞首され絶命した。ジュースの最後の叫びはユダヤ教の祈禱句「おおイスラエルの神よ、唯一にして永遠なるはエホバ・アドナイの神なり。」(旧約申命記六・四)であった。フォイヒトワングの物語は史実に忠実で、ジュースを殉教者として描いている点に特色がある。その他参照、デイモン『ユダヤ人―神と歴史のはざまで―下』(藤本訳・一九九四年・朝日選書) 六九―七一頁。

(9) Haasis, Hellmut G., Joseph Süß Oppenheimer, genannt Jud Süß-Finanzier, Freidenker, Justizorper, 1998. その他 Stern, Selma, Jud Süß, 1929. Kornfeld, Paul, Jud Süß- Tragödie in drei Akten und einem Epilog, 1930.

(10) Meyers Enzyklopädisches Lexikon, Bd. 23, 1979, S.63. Brockhaus, Die Enzyklopädie, Bd. 16, 1996, S.254. Killy-Vierhaus, Deutsche Biographische Enzyklopädie, a.a.O., S.500. Schoeps, a.a.O., S.626. 処刑の模様については、参照、Haasis, a.a.O., S.434ff. レーター『死刑物語』(西村・保倉訳・一九八三年・原書房) 一〇四頁。ジュースには、対トルコ戦役で勲功のある悲劇的勇士・皇帝軍元帥副官 (Kaiserlicher Generalfeldmarschall = lieutenant) ドイツ騎士団騎士修道会管区長 (Kommenthur des Deutschordens) ゲオルク・エーベルハルト・フォン・ハイデルスドルフの庶子であるという貴種流離譚に似た誕生伝説がある (Zimmermann, a.a.O., S.9f.) が、ハースは否定的 (Haasis, a.a.O., S.18.)。

(11) 参照、Haasis, a.a.O., S.309.

(12) カール・アレクサンダーの略歴については、参照、Lorenz-Mertens-Press (Hrsg.), Das Haus Württemberg-Ein biographisches Lexikon: 1997, S.254ff.

(13) 参照、Elwenspoek, a.a.O., S.38.

(14) 宮廷ユダヤ人については、参照、Sombart, Werner, Die Juden und das Wirtschaftsleben, 1922, S.58ff. Kampmann, Wanda, Deutsche und Juden, 1994, S.63ff. Gidal, a.a.O., S.14ff.

(15) 参照、クレイグ『ドイツ人』(眞鍋訳・一九九三年・みすず書房) 一八三―一八四頁。

(16) ジュースがカール・アレクサンダーの協議制内閣 (Konferenzministerium) の大臣 (Ministerium) というのは、ツインマンによれば、誤った観念であって、ジュースは憲法上の合議体の正式の顧問ではない。ジュースは、君主の寵臣であり腹心であって、私的な顧問 (Privatratgeber) である。ジュースは、正規の法律上の官職 (Stelle) を持たず、肩書きは単なる称号であって名譽称号でしかなかった。全ての正規のラントの官職は、憲法上別の者によって充員された。ジュースは正規の官吏ではないし、憲法上官吏になりえない。ジュースはまた外国人なので、憲法に宣誓していない。それにもかかわらず、ジュースは、法律上の授権がなくても国の支配者であった。ジュースは、国の実質的な支配者であって、執行は憲法上の大臣や顧問が行った。国事に関する書類でさえジュースは署名しなかった (Zimmermann, a.a.O., S.6f.)。従って、ジュースの宮廷での地位は、公爵の信任

にかかっていて、公爵の死と共に権利関係が消滅し、顧問は無保護・無権利状態に陥った (Hasis, a.a.O., S.156.)。シュネーは、ジュースの地位に実質的権力性や俸給の観点から、官吏としての性格を認めようとする。参照' Schne, a.a.O., S.120ff.

- (17) 参照' Ben-Sasson, H.H., *Geschichte des jüdischen Volkes-Von den Anfängen bis zur Gegenwart*, 1994, S.899. Kampmann, a.a.O., S.66, 384. それに加え、時あたかもバロックの時代であって、ルイー十四世が誇示したように、壮麗さも国力を発揮するものであったから、豪華な宮廷生活の維持のためにも資金が必要であった。参照' Schne, a.a.O., S.119. ゾンバルトは、宮廷ユダヤ人こそは、近代的国家・経済的秩序の成立に対して先駆者の貢献をなしたのであり、ジュース・オッペンハイマーこそは、企業者的国家振興的ユダヤ人の「原像」であると評価している (Sombart, a.a.O., S.58)。参照' Gerber, a.a.O., S.295.ただしこれには、宮廷ユダヤ人の政治史・経済史的意義は過大評価されており、任務は宮廷御用達に限定されているので、君主絶対主義制度の生みの親ではなく、「絶対主義の手先」にすぎないとする反対説もある (Breuer-Graetz, *Deutsch-jüdische Geschichte in der Neuzeit*, Bd. I, 2000, S.123f.)。

- (18) ジュースは、一七三四年七月五日のハイルブロン協定で、カール・アレクサンダーより貨幣鑄造を委任され (Elwenspoek, a.a.O., S.41) 一七三五年には、カール・アレクサンダー公爵の肖像を刻印した三〇クロイツェル貨 (カロリン貨) を、一七三六年には、紋章のみの一クロイツェル貨を発行した (久光重平『西洋貨幣史(下)』一九九五年・国書刊行会・一二八二・一二八三頁)。ジュースは、戦時中には貨幣品位を低下させた信用貨幣を発行した。神聖ローマ皇帝カール六世は、ライヒの通貨の混乱を除くため、諸君主に悪貨鑄造を禁止した。カール・アレクサンダーは不健全な貨幣改鑄がライヒ法律への不服従であると問責され、屈伏してヴェルテンベルク通貨の切り下げを行った。カール六世は、一七三八年九月一〇日に新ライヒ通貨令を發布して、一六八〇年のライプツィヒ品位をライヒ貨幣品位と定めた (Schnee, a.a.O., S.131)。しかし、ジュースの鑄造した貨幣は、ジュースに対する審問委員会も認めたように、他のドイツ諸国に比較しても最高の出来映えであった。そのため、それはドイツ諸国で購入され、当時の通念によって変造された (Zimmermann, a.a.O., S.62)。また、この貨幣はライヒで最も通用し需要があった (Elwenspoek, a.a.O., S.46)。

- (19) 新財源確保のための新税としては、そのほかに、認証税 (官職認証手数料)、官報の強制割高定期購読料、家族税、印紙税、野獣保護税、家畜税などである (Zimmermann, a.a.O., S.73f.)。ヴェルテンベルクの税制については、参照' 野津高次郎『獨逸税制発達史』(一九八八年・文生書院) 一四四頁以下。

- (20) 報恩局は、カール・アレクサンダーの一七三六年一〇月一五日の報恩局―起訴官庁設置勅令 (Reskript über Einrichtung des Gratial = Fiskalatamt) によって設置され、ジュースの尋問では、その目的は内帑の不足の補充・臨時費の調達にあった。報恩局基金の使途は、寡婦、孤児、貧民のための年金であったが、実際には支出されず、カール・アレクサンダーの貴金属・宝石の購入代

金の決済に充てられた (Zimmermann, a.a.O., S.67f.)。報恩局等の新機構は協議制内閣の中に設置され、閣僚は殆んどジュースが推挙した外国人であった (Ben-Sasson, a.a.O., S.900f.)

(21) 参照、Elwenspoek, a.a.O., S.63. Zimmermann, a.a.O., S.70f.

(22) 一七三六年に新後見人法 (Pupillenordnung) が制定され、後見監督評議会 (Tutelartrat) が設置された。これは、孤児や未成年者の財産を後見監督署 (Pupillenamt) が管理し、管理財産の一部を現金化し、四％の利息をつけてこれを元本とし、成年に達した後に三ヶ月毎の年金を控除して返還するというものであった (Zimmermann, a.a.O., S.71)。

(23) 参照、Elwenspoek, a.a.O., S.66f. Zimmermann, a.a.O., S.72. Schnee, a.a.O., S.135.

(24) 参照、Ben-Sasson, a.a.O., S.901.

(25) 参照、Kampmann, a.a.O., S.68. シュースは、国立銀行に代わるものとして、一種のラント信用銀行 (Landeskreditbank) である信用銀行局 (Bankalitätsamt) を創設した (Elwenspoek, a.a.O., S.73)° Gidal, a.a.O., S.108 参照。

(26) 参照、Wilson, P.H., War, State and society in Württemberg, 1677-1793, 1995, p.181. Lorenz-Mertens-Press, a.a.O., S.256.

(27) 参照、ゾンバルト『ユダヤ人と経済生活』(金森訳・一九九四年・荒地出版社) 八五、八六頁。

(28) テュービンゲン協約ないしヴュルテンベルク憲制については、参照、Robert von Mohl, Das Staatsrecht des Königreiches Württemberg, 1846, S.4ff. ヴュルテンベルクでは、他のドイツ諸国に比べ、ユダヤ人の市民権・自由権が多く制限されており、公爵はユダヤ人保護権を行使できなかったことに注意しなければならない (Von Mohl, a.a.O., S.517)° ヴュルテンベルク憲法は成文憲法ではなく、諸協約とラント議会議決から成る (Zimmermann, a.a.O., S.46)°

テュービンゲン協約によって、市民を主力とする二部制の等族議会 (貴族は除く) は、課税徴収権を掌握し、君主に一〇倍する民会金庫を擁して対抗した。しかし、民会を支配したのは門閥都市市民で構成される議会小常任委員会であり、これと君主との癒着による専制をヘーゲルは、立憲君主制的等族議会を支持して厳しく批判している。参照、ヘーゲル『政治論文集(上)』(一九七九年・岩波文庫)二五〇頁、同、前掲書、(下)(一九七九年・岩波文庫)二九三頁以下。

(29) 参照、Stammier, Rudolf, Deutsches Rechtsleben in alter und neuer Zeit, 1928, S.325. Zimmermann, a.a.O., S.45.

(30) カール・アレクサンダーは、一七三三年一月に即位するにあたり、宗教保障条項 (Religionsreversalien) を保証することによって、国教会首長 (Summus episcopus) として公爵に帰属する全ての権利を枢密参事会 (Geheimer Rat) と宗務会 (Konsistorium) に委任し、これらの官庁に対する上級監督を放棄した。また、全ての宮廷、官庁、教授、教師等の職をルター派の臣民で充員することを約し、ラント憲法に誓った。それと共に、テュービンゲン協約、一五六五年のラント議会議決、教会法令、クリストフとルートヴィヒの遺訓、一五九七年のプラハ協約、官房令 (一六六〇年)、エーベルト三世の遺訓に基づき、教会事項に関

する権力的地位を放棄した。参照、Schab, M.-Schwarzmaier, H., Handbuch der Baden-Württembergischen Geschichte, Bd. 2, 1995, S.152.

(31) カール・アレクサンダーは、ヴュルツブルクの法学者フィヒテルに等族の権利を無視できるか鑑定を求めた。フィヒテルは、テュービンゲン協約は、公国の基本法であるがとくに失効していて適用できない。ラント等族は、領土割譲についてのみ議決権があるが、その余は審議権のみ付与される。ラント等族は、政府に参画できず、危急の場合には資金提供の義務を有する。それを君主のみが決定する、と鑑定書を提出した。カール・アレクサンダーは、一七三七年二月一日の勅令一一号で、この解釈のみ正当と認め、テュービンゲン協約は現在失効していると布告した (Zimmermann, a.a.O., S.86f.)。

(32) 参照、ミッタース＝リーベリヒ『ドイツ法制史概説〔改訂版〕』（世良訳・一九七六年・創文社）四八九頁。ハルトウング『ドイツ国制史』（成瀬・坂井訳・一九八〇年・岩波書店）二八五頁。

(33) 参照、Haasis, a.a.O., S.373.

(34) 参照、Haasis, a.a.O., S.311f.

(35) 参照、Haasis, a.a.O., S.364.

(36) 参照、Haasis, a.a.O., S.112.

(37) 参照、Zimmermann, a.a.O., S.91.

(38) 参照、Haasis, a.a.O., S.339.

(39) 「……原告人および被告人の各々には、その求めに応じ、裁判所中より一名の代言人を持つことが許されるべし。……」塙浩「カルル五世刑事裁判令（カロリナ）」神戸法学会雑誌一八巻二号二四六頁。尚、カロリナ刑事法典については、参照、Die Peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. von 1532, Hrsg. v. Gustav Radbruch, 6, Aufl., 1975 (Reclam). Keckbach, H.C., Anmerkungen über Kayser Carl des V. Peinliche Halbgerichtsordnung 1756 (Keip Verlag 1999).

(40) 「……人が拷問せむと欲する非行につきての確たる徴表が、あらかじめ、存在し、かつ、それが立証せらるるにあらざれば、何びとも拷問を受けることあるべからず。しかして、かかる拷問によりて非行が自白せられたりといえども、その者は信ぜられるべからず、またそれに基づきて有責判決せらるべからず。……」塙、前掲論文、二二二頁。

(41) 参照、Haasis, a.a.O., S.413.

(42) 「……報償を受ける証人どもまた、非難せられ、かつ、許さるべからずして、彼らは、刑事刑をもつて罰せられるべし。」塙、前掲論文、二三九頁。

(43) 「……裁判審理および判決は、すべての記録につきさきに述べられたることく、裁判の終了後もなお、全部、裁判所に保存せ

らるべく、裁判所によりて、ある特別の容器内に保管せらるべし、かくは、(将来にそれが必要とせらるる場合、)かかる裁判審理が、その場にて、見るべくせむがためなり。」塙、前掲論文、二九二頁。

(44) 参照、Haasis, a.a.O., S.378ff.

(45) 参照、Haasis, a.a.O., S.381.

(46) 参照、Haasis, a.a.O., S.419. 一七三七年二月二三日に、審理裁判所は、ヨーゼフ・ジュース・オッペンハイマーに絞首刑の死刑判決を下した。ツィンマーマンによれば、判決理由の中で、少数意見は、ジュースは、ヴュルテンベルク国民でもなく、地方住民でもなく在留の意思もなかったので、形式上大逆罪に該当しないというものであった。多数意見は、大逆罪相当とするものであった。その理由は、年季奉公の使用人も定住の国民も国家の基礎を弱体化してはならない義務を負う。一時的臣民も大逆罪を犯しうる(一六二九年の臣民と外国人についての等族議会議決)。外国人に特権は認められない、というものであった。

大逆罪の内容としては、①不敬罪(Majestätsverbrechen)―①専断的行為(勅令の恣意的制定改廃)②国王特権の篡奪(ユダヤ人への特権不正付与・国庫の私物化・貨幣乱発)、②大臣・顧問官・国に対する讒言(協議制内閣の創設による国家権力の篡奪)、③等族議会への敵対によるヴュルテンベルク憲制(テュービンゲン協約、一七三三年二月二八日の一般布告等)違反(等族議会廃止の企図・教会財産の剝奪・ラント法の恣意的改正・等族金庫の弱体化)、④市町村と臣民からの横領によるヴュルテンベルク憲法違反(国家専売・新税創設・市町村の基本財産の侵害・官職売買等)が挙げられ、ジュースは国事犯として死刑相当と判示された(Zimmermann, a.a.O., S.120ff.)。

(47) ジュースの淫行罪(Fleischsünden)については、結局、判決理由に採用されなかった。その理由としては、「古い法律」によれば、ユダヤ人とキリスト教徒の婦人とその性交は、ユダヤ人は死刑、キリスト教徒の婦人は終身刑となっており、ジュースの性交の相手は多くは官吏の妻であり、刑が執行された場合、官界は親戚関係が密であるから全土に非嘆が覆う、という懸念が挙げられている(Zimmermann, a.a.O., S.126)。参照、Elwenspoek, a.a.O., S.154. Hollstein, a.a.O., S.80, 101. Krausharr, a.a.O., S.8.

(48) ハーシスは、裁判所による免訴宣告の無視を憲法原則違反と非難している。参照、Haasis, a.a.O., S.283.

(49) 参照、Zimmermann, a.a.O., S.124f. Gidel, a.a.O., S.6. von Sternburg, a.a.O., S.283. Leiser, a.a.O., S.77f. ケーシスザ判決は全員一致であって、ハルブレヒトが死刑判決に反対したという説は誤まりであると説く。参照、Haasis, a.a.O., S.419.

(50) 参照、Schilling, Heinz, Aufbruch und Krise, Deutschland 1517-1648, 1968, S.384f. Elwenspoek, a.a.O., S.155. ショースの異様に残忍な虐殺に対する後うめたさからか、処刑後、マルクス＝エンゲルスの『共産党宣言』(Marx = Engels, Manifest der Kommunistischen Partei, 1997, Reclam, S.19) ばりに、ジュースの亡霊が国中を徘徊しているという伝説が流布した。参照、

第五節 ユダヤ人ジューズ裁判についてのシュタムラーの評価

シュタムラーは、ハウフの『ユダヤ人ジューズ』を素材として、ジューズ事件の法律学的分析を試みている。シュタムラーは、まず、ジューズの犯罪構成要件を考察する場合の三つの観点をハウフに倣って提示している。第一の観点は、一般法律違反、第二の観点は、枢密財務顧問及び国家財政の長としての違反、第三の観点は、ジューズの免訴宣告をしたカール・アレクサンダー公爵の命令である。⁽¹⁾

シュタムラーは、第一の観点の一般法律違反について、大逆罪 (Hochverrat)、通貨偽造罪 (Münzverbrechen)、姦淫罪 (Hurerei) の考察をする。シュタムラーによれば、ジューズはヴュルテンベルクの領邦憲法の暴力的破壊の予備行為を行った。国事犯の学説は未成熟であるが、その行為はカロリナ法典一二四条の背叛罪に該当し、死刑に値する。⁽²⁾ ジューズは、外国人であり宣誓をした官吏でもなく、公爵の命令の下に行動し、内乱は実行されなかったと抗弁しているが、シュタムラーは一切その主張を容認していない。⁽⁴⁾ 通貨偽造についても、ジューズはハイルブロン協定によって公爵から貨幣鑄造権を付与されて改鑄したのであるが、それがカロリナ法典一一一条の通貨鑄造に該当するとする裁判所の事実認定を全面的に支持している。⁽⁶⁾ ジューズの姦淫罪 (カロリナ法典一一六条ないし一二三条) に至っては、普通法上不可罰としながら、一夫一婦制の存在理由から考えると客観的に不正であり、相手の窮迫に乗じる場合は淫行勧誘罪に該当すると説いている。⁽⁷⁾

第二の観点の枢密財務顧問及び国家財政の長としての責任について、ジューズは私人としての地位にあったと抗弁し

ているが、シュタムラーは、ジュースがカール・アレクサンダーから内閣国庫顧問 (Kabinetts-Fiskal) に任命された時から、事実上の大蔵大臣であり、公爵の命令の下に職権を行使したとしても、間接正犯であって、たとえ君主が不可侵で刑法上無責任であつても、ジュースには刑法上の責任があると説いている。⁽⁸⁾ シュタムラーによれば、ジュースの行為は臣民の自由と財産を侵害し、そのことによって、一五二〇年のテュービンゲン協約宣言、一七三三年二月二八日の一般布告宣言に違反するので死刑相当であるとしている。⁽⁹⁾

第三の観点のカール・アレクサンダーの免訴宣言についても、シュタムラーは法治主義に反すると断定している。⁽¹⁰⁾

シュタムラーのジュース裁判の法律学的分析については問題が多い。簡単に批判的考察を加えるならば、まず、史実の考証が充分でなく、ユダヤ人に対する偏見から免れていないハウフの作品を素材にしたのに問題がある。それに、ハウフの作品では、ジュースの裁判の不当性について触れられているのに、シュタムラーは、それを故意に無視している。⁽¹¹⁾

大逆罪については、シュタムラーは、当時のシュトゥットガルト領邦行政委員会 (Landesdirektorium) 委員であつた有名な法律家ヨハン・ハインリヒ・ハルプレヒトの、ジュースはドイツ帝国とヴュルテンベルクの現行法では死刑判決を下すことはできず、財産没収と国外追放が相当という少数意見を事実認定の誤りであると一蹴している。⁽¹²⁾ しかし、ジュースが外国人であるユダヤ人であつて、法律上官吏になれず、従つて宣誓もしていないという事実は決定的である。シュタムラー自身も国事犯の観念は、プロイセン一般ラント法をまつて整備されたと説いているが、プロイセン一般ラント法においても、大逆罪を犯せるのは臣民なのである。⁽¹³⁾ 通貨偽造については、ジュースは、カール・アレクサンダーからハイルブロン協定によつて国王大権たる貨幣鑄造権を委任されているのであるから、カロリナ法典によつても通貨偽造罪の成立する余地はない。⁽¹⁴⁾ 姦淫罪については、シュタムラーは、普通法上不可罪としているものの、⁽¹⁵⁾ 淫行勧誘罪の成立の余地を認めているが、カロリナ法典一二三条⁽¹⁶⁾では媒介者のみが罰せられるので、ジュースは不可罰である。

枢密財務顧問及び国家財政の長としての責任について、シュタムラーは、ジュースがカール・アレクサンダーに内閣

国庫顧問に任命されたことをもって、事実上の大蔵大臣としており、カール・アレクサンダーは君主不可侵であるが、ジュースは間接正犯であることを、フィンガーを引用しつつ証明しようとしている。ジュース自身は、カール・アレクサンダーの隷下にある宣誓なき私人たるユダヤ人である。カール・アレクサンダーは、即位の時に、ヴェルテンベルク憲法に忠誠を宣誓したのであつて必ずしも不可侵とは言えない。従つて、ジュースを間接正犯とするのには無理があるであらう。⁽¹⁷⁾

シュタムラーは、カール・アレクサンダーのジュースに対する免訴宣言は、法治主義に反すると断定している。⁽¹⁸⁾ 免訴宣言は、確かに法治主義に矛盾する要素をもっている。しかし、君主の特権が存在して、免訴宣言を禁止する明文規定が存在しない以上、この時代に免訴宣言を常に無効と解釈することには困難があるのではないだろうか。

本稿は、「リュート事件」から「ユダヤ人ジュース事件」に遡り、事件の深層に政治史的にはユダヤ人問題、憲法学的には人權の手続的保障の問題という鉅脈に突き当たった。ジュース・オッペンハイマーの悲劇は、近代法に移行する正にその経過のなかでの悲惨と言える。ジュースの行為については、国事犯の觀念、統治行為の觀念、罪刑法定主義、刑事手続保障についての憲法学的考察が必要であるのに、シュタムラーは、ごく単純に刑法的考察を施している觀が拭えない。シュタムラーのジュース裁判についての結論を見る時に、憲法的思考とは何かが鮮明に浮かび上がるのである。最後に、ヴェルテンベルクの議会法律顧問のヨハン・ヤーコプ・モーザーが、ラント協約の性格の変化を主張して、「憲法変遷論」を示唆していることを指摘しておく。⁽¹⁹⁾

(注)

(1) Stammer, a.a.O., S.324ff.

(2) 「……惡意の背叛をもつて非行をなす者は、慣習に従い、四つ裂きによりて死へと罰せられるべし。……」塙、前掲論文、二

五九頁。

- (3) Stammer, a.a.O., S.325ff.
- (4) Stammer, a.a.O., S.326.
- (5) 「……鑄貨は、三様に偽造せらるべし。即ち、一は、ある者が欺く仕方にて、他の刻印を不正にその上に押すときなり。二は、ある者が、不法なる金属を、それに使用するときなり。三は、ある者が、鑄貨にその正しい重量を、故意に与えざるときなり。かかる鑄貨偽造者どもは、次のごとくに、罰せられるべし。即ち、偽りの鑄貨を造り、偽りて刻印を押し、または、その偽造鑄貨を交換に出だし、しからずば、自己のものとしたるのち、ふたたび故意に、かつ、悪意にて、損害を及ぼすべきを知りて、与うる者どもは、慣習により、また法規によりて、火をもつて生より死へと罰せられるべし。……」稿、前掲論文、二五五、二五六頁。
- (6) Stammer, a.a.O., S.327.
- (7) Stammer, a.a.O., S.327.
- (8) Stammer, a.a.O., S.328.
- (9) Stammer, a.a.O., S.330f.
- (10) Stammer, a.a.O., S.331f.
- (11) ハウフは『猶太人ジュース』の中で、「人々は云ふ。『ジュースが死刑を遂げざるを得なかったのは、己が重罪のために非ずして、権門の士の醜行陰謀等を被たためである。』と。親戚関係、名望、密約等で他の者共は救はれたが、猶太人をば―誰ひとり助け得なかったし、助ける気もなかったのである。』と表現している(二〇七、二〇七頁)。
- (12) Stammer, a.a.O., S.326f. シュタムラーは、ヨハン・ハインリヒ・ハルプレヒト (Johann Heinrich Harprecht) と記載しているが、ハース等いくつかの文献を勘案すると、これは、老ハルプレヒトことゲオルク・フリードリヒ・ハルプレヒトの誤記ではあるまいか。参照、Haasis, a.a.O., S.491. Killy-Vierhaus, a.a.O., Bd.4, S.394.
- (13) 参照、Hattenhauer, Hans, Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten von 1794, 1970, S.670.
- (14) 通貨ユダヤ人という言葉のあるように、当時のすべてのドイツ諸国では金融逼迫の解決策として、鑄貨専門家であり、金銀の調達能力のある宮廷ユダヤ人に貨幣鑄造を委託した。フリードリヒ大王でさえその例に漏れなかった。参照、Kampmann, a.a.O., S.68f.
- (15) ジュースの訴因の一つに淫行が挙げられている。特に、この場合、ユダヤ人とキリスト教徒の婦人との性交は死刑という適用条文が摘示される。それに該当すると思料できるのは、カロリナ法典の姦淫罪の内、一二〇条の姦通罪である。この法条は「……夫が他の者を、その者が彼の妻と犯したる姦通のゆえに、刑事的に告訴し、その者に勝訴するときは、当該姦通犯人は姦通女とと

もに、朕および朕の祖先たちの皇帝法（『ローマ法』）の語るところに従って罰せられるべし。……」（塙、前掲論文、二五八頁）と規定している。シュタムラーは、ここでいうローマ法をユスティニアヌス法典（C.I.九・六）としている。船田亨二『ローマ法』（第四巻・一九七一年・岩波書店）では、「テオドシウスの法典一六・八・六（三三九年）『以前にわが宮廷の織物工場に雇われ、ユダヤ人によってかれらの汚れた結合に誘引された女子に関する限り、かれらが織物工場に引き戻されるべきことを吾人の欣びとする。今日以後ユダヤ人は女子キリスト教徒をかれらの悪行に結合してはならぬことに留意すべきである。かれらがこれを敢てしたときは死刑の危険を冒すことになる。』（この法文をコンスタンチヌス帝の勅法のものとする見解は誤りである。）三・七・二九・七・五Ⅱ勅、一・九・六（三八八年）『いかなるユダヤ人も女子キリスト教徒をめとってはならず、いかなるキリスト教徒も女子ユダヤ人と婚姻を締結してはならない。たれかがこの種の行為に出たときは、かかる非行の罪は姦淫とひとしかるべき、告発の自由は公衆の声にまかされよう』と明示されている（五五頁注二七）。シュタムラー自身、カルプツォフを引きつつ、一六三一年のライプツィヒの参審裁判官の扱った事件では、女子キリスト教徒と性交したユダヤ人は笞打ちと国外退去の寛刑を宣告されたが、一八世紀においては殆んど適用されていないと説明している（Stammler, a.a.O., S.327）。そもそも、カロリナ法典一二〇条の姦通罪は親告罪であって、告発したのが領邦議会小委員会であれば、ジュースは犯罪不成立なのであるまいか。

(16) 「知熟せざる女ことに無垢の娘にして、世評悪しからざる名誉ある女が、誰か男にてあれ女にあれ悪しき者によりて、彼女より娘たるのまたは婦女たるの名誉を奪われむがため、悪しきまた敗賄的なる仕方にて、罪なる肉の所業に引き入れらるること、しばしば生ずるがゆえに、その悪しき媒介者および媒介女は、……あるいは、晒し柱への繋留をもって、……あるいは、両耳の切断をもって、……罰せられるべし。」塙、前掲論文、二五九頁。

(17) フィンガーは、刑法上無責任の領邦君主を任意の可罰的行為に誘引する者は、正犯ではなく教唆者であるとしている。参照、Finger, August, *Lehrbuch des deutschen Strafrechts*, I. Bd., 1904, § 67, II u.F. sub a, S.337.

(18) Stammler, a.a.O., S.331f.

(19) 参照 Moser, Johann Jacob, *Neues teutsches Staatsrecht*, Bd. 14, 1773（一九六八年版）, S.50f. Schaab-Schwarzmaier, a.a.O., S.154f. ただし、クラインハイヤー・シュレーダーによれば、一七五六年に七年戦争が勃発した際、カール・アレクサンダーの子息カトリック教徒の領主カール・オイゲンが、プロテスタントの等族議会の意思に反して、カトリックのオーストラリア側につき、違法な徴兵を行ない、等族議会の租税承認権を無視して課税した時、モーザーは、無条件に敢然として等族議会の権利を擁護した。参照、クラインハイヤー・シュレーダー『ドイツ法学事典』（一九八三年・学陽書房）二〇五、二〇六頁。